

特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）

企業のオープンイノベーションを応援します

記載されている制度の内容は、平成29年7月時点のものです。

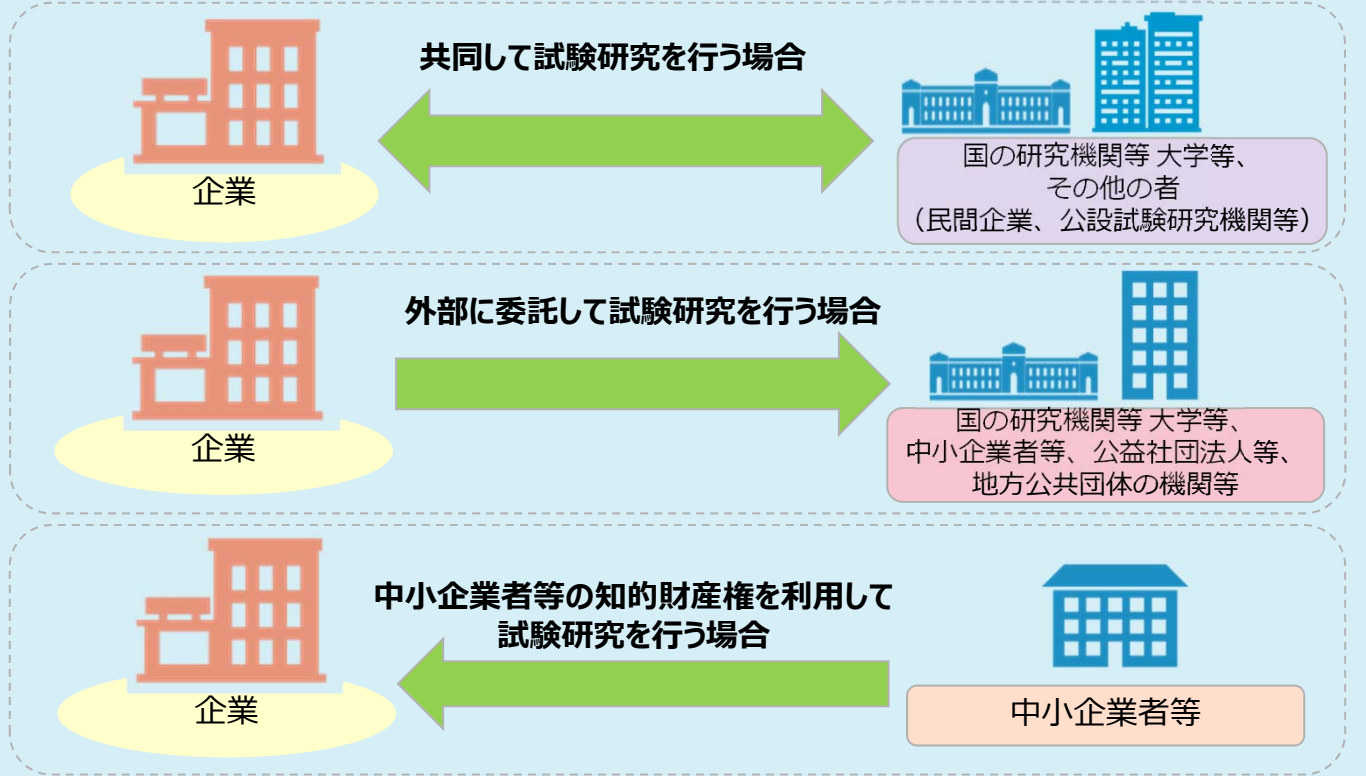
オープンイノベーション型の概要

オープンイノベーション型とは、研究開発税制の制度の1つで、企業が共同試験研究、委託試験研究を行った場合など、その共同試験研究、委託試験研究に要した費用等に一定の控除率(20%又は30%)を乗じた額を法人税から控除できる制度です。

制度の適用を受けるためには、費用の分担やその明細、成果の帰属や公表に関する事項などをあらかじめ契約書に記載しておくこと、また、特別試験研究費の額について相手方の確認を受けることなど、一定の手続きが必要になります。

詳しくは本資料の各表又は経済産業省ホームページに掲載されている「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン」(関連資料のURL参照)をご確認ください。

また、実際に制度を活用する際には、税理士等にもご確認のうえ、手続きを進めてください。



オープンイノベーション型の適用を受けるための手続き

税額控除の対象となる費用

試験研究費の種類	対象となる相手方	対象となる費用
共同試験研究	国の研究機関及び国立研究開発法人等	共同試験研究に要した原材料費、人件費、経費(旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等)及び委託研究費
	上記以外の者 (注1)	①自社外試験研究費 (相手方が支出する試験研究費 (原材料費、人件費及び経費 (旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等) のうち、法人が負担したもの) ②自社内試験研究費 (共同試験研究に要した試験研究費 (原材料費、人件費及び経費(旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等) のうち、法人が自らの負担で支出したもの)
委託試験研究	国の研究機関及び国立研究開発法人等	委託試験研究に関する費用について、委託元企業が負担するもの
	上記以外の者 (注1)	相手方が支出する委託試験研究に係る試験研究費 (原材料費、人件費及び経費 (旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等) のうち、法人が負担したもの)
知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究	中小企業者等	法人が中小企業者等に対して支払う知的財産権の使用料

(注1) 平成29年度税制改正により、相手方の対象費用について、研究に要した試験研究費となる範囲が広がり、光熱費や修繕費も含まれるようになりました。

控除率・控除上限等

対象となる費用	対象となる相手方	控除率	控除上限	適用を受けるための手続き
共同試験研究に要した費用	国の研究機関及び国立研究開発法人等	30%	法人税額の5%	①
	大学等	30%		②
	上記以外の者	20%		②
委託試験研究に要した費用	国の研究機関及び国立研究開発法人等	30%	法人税額の5%	①
	大学等	30%		②
	中小企業者等、国の機関、地方公共団体及びその機関、独立行政法人及び地方独立行政法人、公益（社団・財団）法人、一般（社団・財団）法人（非営利法人に限る）等 ※研究機関等、大学等に該当するものを除く	20%		②
知的財産権の使用料（研究開発目的に限る）	中小企業者等	20%		②

適用を受けるための手続きの概要

①	<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約または協定に一定の内容を記載 2. 額について相手方の長（国の研究機関の場合は地方支分部局の長でも可）の認定を受ける
②	<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約または協定に一定の内容を記載 2. 額について専門家（税理士・公認会計士・監査役など）による監査を受ける 3. 額について相手方の確認を受ける（注2）

※ オープンイノベーション型を活用するために計上した共同試験研究・委託試験研究に要した費用や知的財産権の使用料は、総額型を活用するための試験研究費として計上することはできません。なお、納税法人は、経費のうち、どこまでをオープンイノベーション型活用のための費用とするかを判断することができます。

（注2）平成29年度税制改正により、相手方による確認については、領収書等との突合までは求めないことを明確化しました。

参考：研究開発税制の概要

【制度の概要】

所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除できる制度（中小企業者等については、地方税に関しても、地方税計算のベースとなる法人税額を研究開発税制による控除を受けた後の額とする優遇措置あり）

【適用期限：時限措置については平成30年度末まで】

上乗せ措置 （時限措置）

【C 高水準型】

試験研究費の対売上高試験研究費率が10%を超えた場合の制度

【A 総額型】

試験研究費総額にかかる控除制度

本体
（恒久措置）

【B オープンイノベーション型】

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）総額にかかる控除制度

控除率：

- 大企業の場合：試験研究費の増減に応じて6～14%
※控除率10%超の部分は時限措置（2年間）
- 中小企業者等の場合（中小企業技術基盤強化税制）：試験研究費の増加に応じて12～17%
※控除率12%超の部分は時限措置（2年間）

+

控除率：

- 相手方が大学・特別研究機関等の場合⇒30%
- 相手方がその他（民間企業等）の場合⇒20%

【控除上限】

A':10% or C:10%

A:25%

B:5%

※総額型の控除上限（A'）について、①対売上高試験研究費率が10%超の場合、その割合に応じて0～10%を上乗せ、②中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費増加割合5%超の場合、10%上乗せ。ただし、いずれも高水準型（上記C）と選択制。

【関連資料】

研究開発税制の概要（経済産業省ウェブサイト）：http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html

特別試験研究費税額控除制度ガイドライン：http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax-guideline.html

【問い合わせ先】

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 ☎03-3501-1778